主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人澁谷正俊の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。( 所論引用の大審院判例は本件に適切でない)また、記録を精査しても同四一一条を 適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一六日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官